

通信・放送融合時代に向けた 受信料制度の在り方に関する論点整理(案)

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

- 1 日本では、公共放送の受信料について、諸外国でとられる「支払義務」ではなく、「**契約義務**」とする制度が**70年間**続いている。
- 2 日本では、「衛星付加受信料」により二階建ての受信料体系となっており、**受信料額**は衛星契約で**年額2万6760円**、**受信料収入**は**7122億円**と、**ドイツに次ぐ高水準**。
- 3 これらが、諸外国と比べ、**最も低い水準**（82%）の徴収率による①**負担の不公平**や、②**高い水準の徴収費用**（773億円）、③**高い水準の受信料額**などにつながっていると考えられる。
- 4 このため、業務・受信料・ガバナンスの**三位一体改革**を進めるとともに、受信料で賄われるべき業務は何かの検討を踏まえた、**適正な支出をもとにして収入を決める仕組み**が必要。
- 5 また、地上＋衛星の**受信料**は**月額2230円**と**月額1000円程度**で提供されている**主なインターネット動画配信サービス**と比べて**割高**。一方、テレビ非接触率は20%と**テレビ離れ**も加速。
- 6 日本の放送業界が、公共放送と民間放送との二元体制の下で発展してきた経緯も踏まえつつ、放送法の制定・施行以来**未着手の受信料制度の改革**に取り組むことが急務と考えられる。

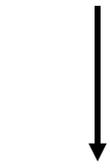
国(公共放送)	日本(NHK)	英国(BBC)	独国(ARD、ZDF)	仏国(FTV)	フィンランド(ヤ)	韓国(KBS)
契約義務 支払義務	契約義務	支払義務	支払義務	支払義務	支払義務	支払義務
徴収率	82.1%	93.4%	95.9%	90.73%	不明	99.9%
徴収費用	773億円	147億円	217億円	31億円	〃	65億円
受信料額(年)	地上＋衛星 2万6760円	2万2168円	2万7073円	1万7920円	2万1014円 (個人の最高額)	2958円
受信料収入(年)	7122億円	5294億円	1兆0325億円	4153億円	595億円	650億円

日本 (NHK)

1924 社団法人東京放送局設立
 1926 社団法人日本放送協会設立
 受信許可制 (ラジオ聴取料)

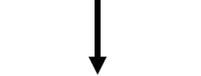
1950 放送法制定、施行
 日本放送協会設立

契約義務

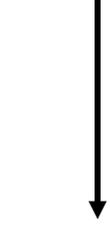


(1966
 支払義務化
 法案廃案)

(1980
 支払義務化
 法案廃案)



(2007
 支払義務化
 法案見送り)



受信料制 (ラジオ受信料)

1953 テレビ本放送開始、受信料 (テレビ・ラジオの二本立て)

1960 カラーテレビ本放送開始

1968 受信料体系改定 (カラー契約新設、ラジオ廃止)

1989 衛星第1・第2テレビ本放送開始、
 受信料体系改定 (衛星契約の新設)
 他国の公共放送にはない特異な体系

2007 受信料体系改定 (カラー契約に普通契約 (白黒) を統合)

2008 NHKオンデマンド開始 (任意業務)

2011 らじる★らじる開始 (任意業務)

2019 インターネット常時同時配信を可能化 (任意業務)

2020 NHKプラス開始 (任意業務)

英 (BBC)

1922 BBC (British Broadcasting Company)
 ラジオ放送の開始

1927 BBC (British Broadcasting Corporation) 設立
 受信許可料、支払義務有

2007 iPlayerによるインターネット同時配信等サービスの開始、
 インターネット同時配信も
 受信許可料の対象化

2016 iPlayerによるテレビ番組の見逃し視聴等がテレビ受信許可料の対象化

独 (ARD/ZDF)

1950 州単位の公共放送の連合体ARD設立
 放送受信料、支払義務有

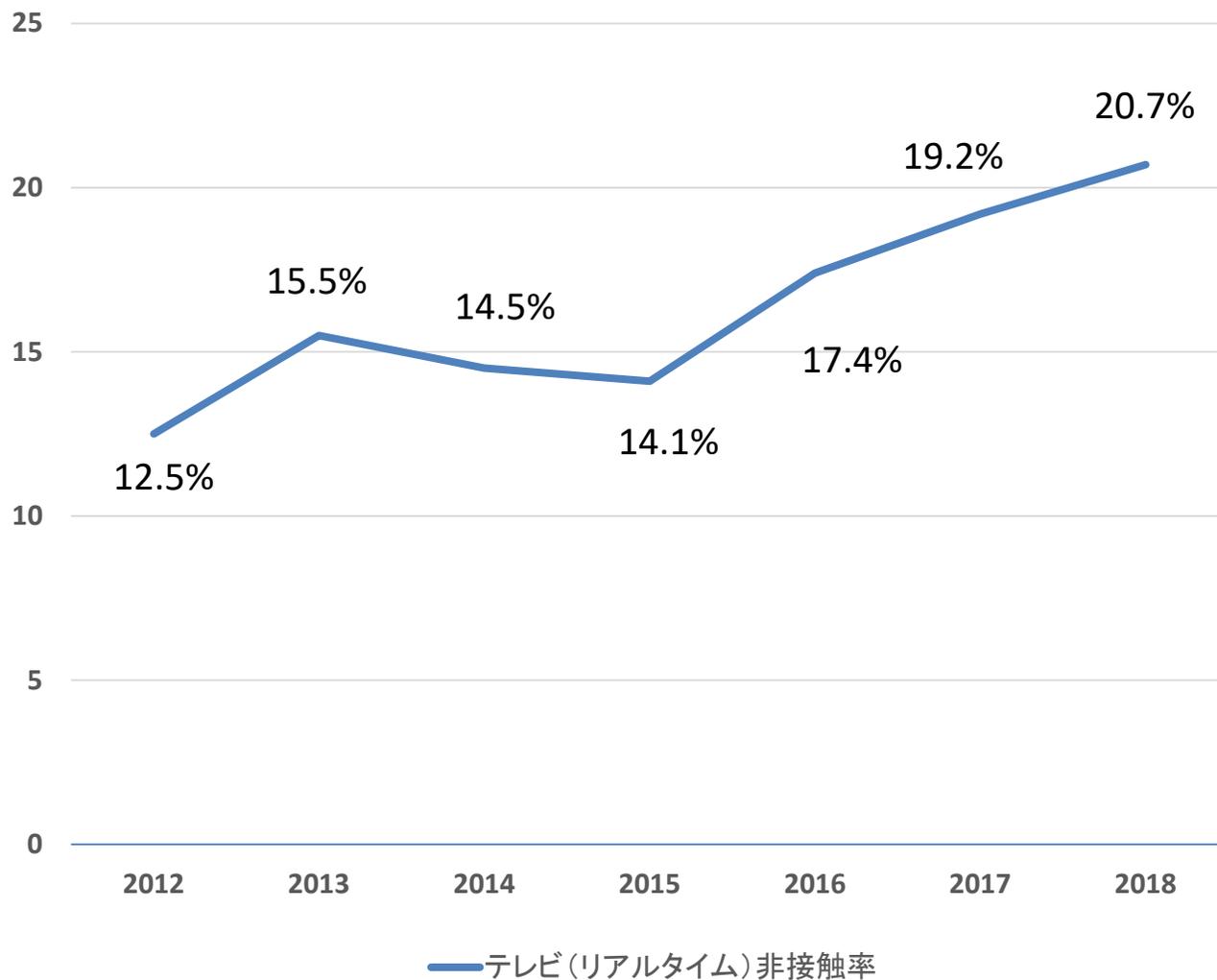
1961 ドイツ全土対象の第二公共放送ZDF設立
 1970 放送受信料制度を全州で統一的に整備

1996 インターネットサービスの提供が開始され、インターネットに接続可能な機器を「新型受信機」として追加

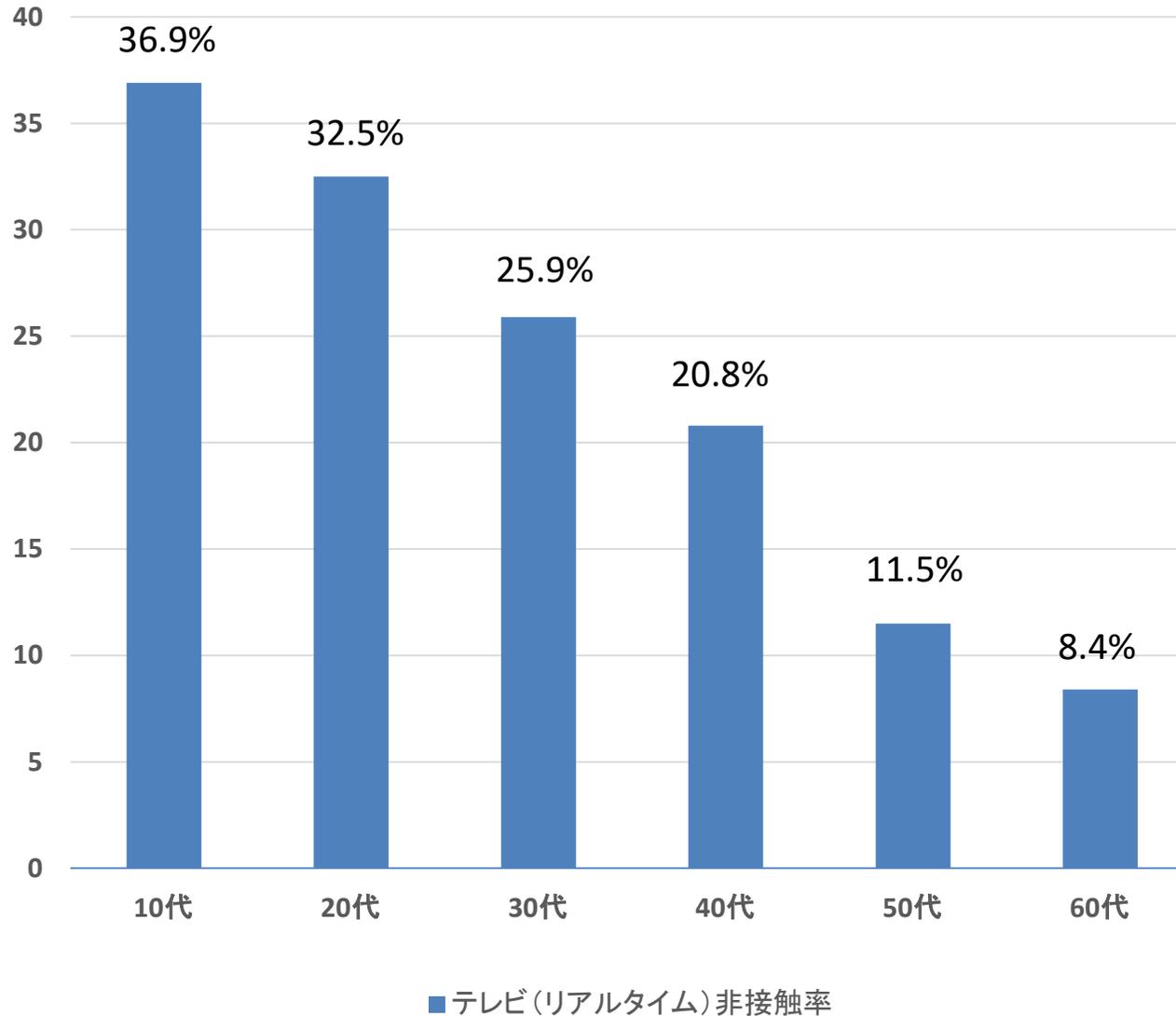
2007 ZDF Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始

2010 受信機の設置に着目しない公共放送負担金制度の導入決定

2013 公共放送負担金の開始

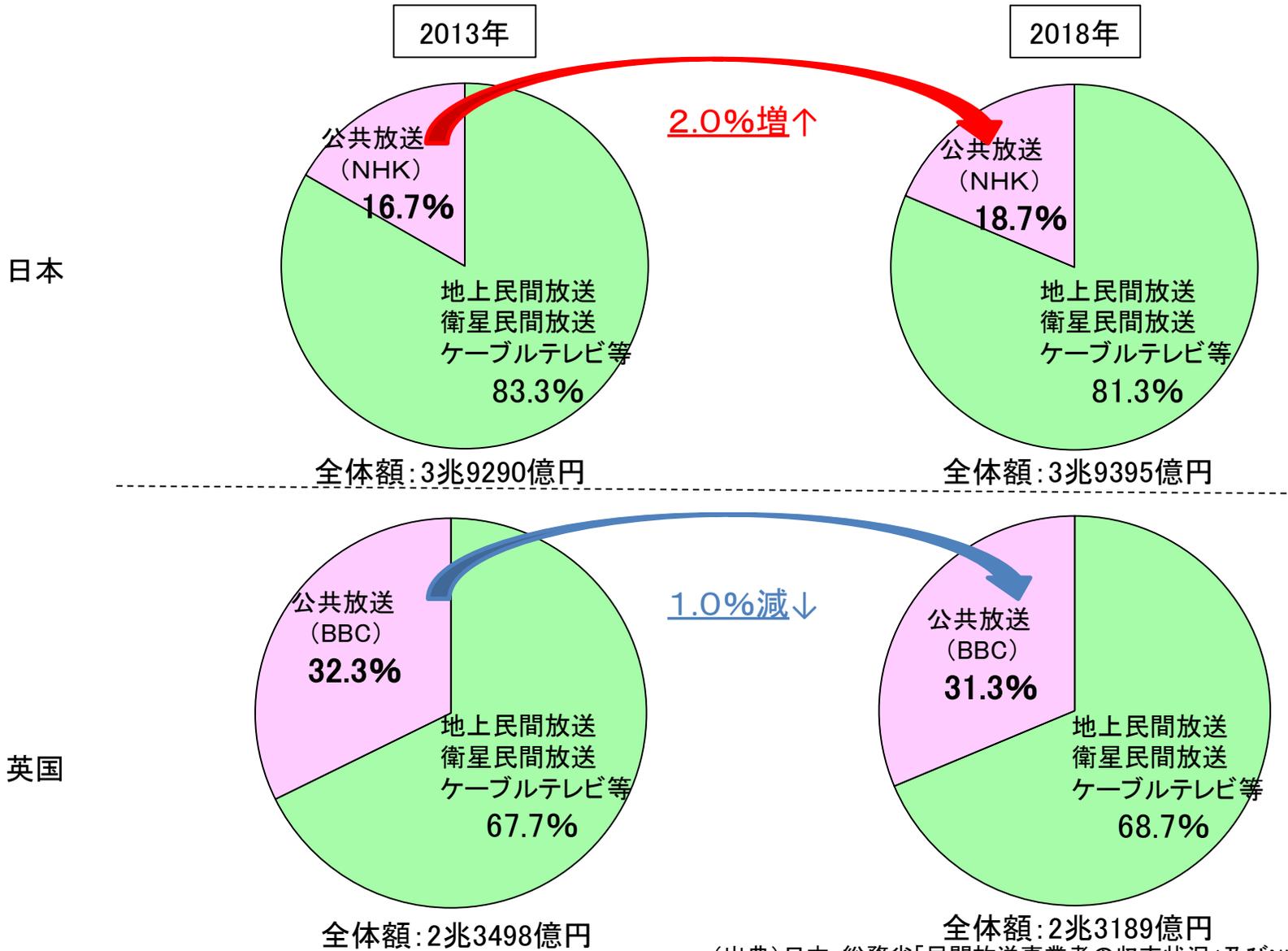


※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。



※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。
※2018年の世代別内訳のデータを基に作成。

【公共放送と民間放送の放送市場に占める割合(収入ベース)】



(出典) 日本: 総務省「民間放送事業者の収支状況」及びNHK「財務諸表」各年度版
英国: Ofcom Media Nations:UK各年度版
※全体額については、千万単位を四捨五入して記載している。

	業務の例
必須業務 (20条1項)	<ul style="list-style-type: none">・国内放送(地上テレビ2ch、地上ラジオ3ch、衛星テレビ4ch)・国際放送・研究開発
任意業務 (20条2項)	<ul style="list-style-type: none">・インターネット活用業務(常時同時・見逃し配信、NHKオンデマンド 等)・放送番組等の外国放送事業者への提供・附帯業務(番組の周知広報、テキスト出版、受信相談 等)
目的外業務 (20条3項)	<ul style="list-style-type: none">・施設・設備の提供・賃貸・番組制作の受託

第5回公共放送の在り方に関する検討分科会における NHKの業務範囲に関する主な意見

- 全世帯負担について、ドイツでは導入前の段階で、多様な受信機による視聴が実現しているが、日本では、受信機を持たない者のアクセスがまだ限定的。視聴実態の変化に合わせて公平で簡素な制度に見直していくべき。現在の「放送の補完」では、変化が促されにくいので、制度の側が一步踏み出す必要。(大谷構成員)
- ドイツの全世帯負担制度は、手続の簡素化、営業費用削減が可能であり、日本のあるべき制度を構想するにあたって検討に値するが、もしこのような制度を導入するのであれば、受信料の値下げとセットで議論し、国民・視聴者の納得感を得ることが極めて重要。また、コンテンツの視聴実態に合わせて制度を見直すことが重要であり、常時同時配信の動向を見つつ、インターネット活用業務の位置付けを、本来業務とするかなど検討が必要ではないか。(林構成員)
- 全世帯負担制度への移行は現在の受信料制度の延長線上の議論ではなく、根本的なOSの差し替え。欧州各国では文化保護等の明確な役割が公共放送に期待されており、また日本では民間放送のプレゼンスが大きく事情が異なる。我が国で全世帯負担の議論をする上では、政治や行政からの自律性を確保し、NHKの業務範囲を狭めて受信料を引き下げるか、公共放送としての民主主義を支える役割を果たせるようにすることで、国民・視聴者の納得感を得ることが必要ではないか。(宍戸構成員)
- 受信料の問題は、NHKの問題と捉えられがちだが、民放も含めて議論すべき課題。NHKは未契約者がなぜ契約しないのかについて実態をもっと把握すべき。(小塚構成員)
- NHKがどのような放送をするのか丁寧に考えるべき。放送の二元体制とは、業務は重複してもいいのか、棲み分けをするのかという議論が十分でない。場合によってはNHKの業務規模を縮小してもいいのではないか。(新美構成員)

- 諸外国の公共放送では、従来のテレビ・ラジオに加え、同時配信サービス等、インターネットを活用した新たな視聴手段を国民に提供し、インターネットを通じた視聴が国民に定着していく中で、視聴実態と整合的となるよう受信料制度を見直すことが課題となってきた。
- 我が国においても、これからの「受信料制度の在り方」については、通信・放送融合の進展を踏まえた公共放送の「業務の在り方」と並行して検討することが必要である。
- 具体的には、我が国における公共放送がその役割・使命を引き続き果たしていくため、インターネットを活用した業務をどのように位置付け、実施していくべきかについて、改めて検討することが必要と考えられる。
- また、「受信料制度の在り方」については、
「業務の在り方」と整合的な費用負担の在り方について検討するとともに、
 - ・ 受信料の水準及び体系
 - ・ 支払率向上による負担の公平性に関して負担者となる国民・視聴者の納得感を得ることが重要と考えられる。

(参考) 諸外国の公共放送のインターネット同時配信等の状況

国(公共放送)		英国(BBC)	仏国(FTV)	独国(ARD、ZDF)	フィンランド(Yle)	韓国(KBS)	日本(NHK)
配信プラットフォーム		BBC iPlayer	france.tv	ARD Mediathek ZDF Mediathek	Yle Areena	my K	NHKプラス
開始時期		2007年開始	2012年見逃し番組配信、 2017年同時配信、開始	2007年ZDF Mediathek 2008年ARD Mediathek開始	2007年見逃し番組配信 2013年同時配信開始	2011年開始	2020年開始
同時配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (TVサービスに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
見逃し番組配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信期間	放送後概ね30日間 以内	放送後最低7日間	放送後7日間以内	ノンフィクション番組 90日以内 フィクション番組 1年以内	放送後2週間以内	放送後1週間程度
	料金	無料	無料	無料	無料	無料(一般画質) 有料(高画質)	無料
その他VOD	実施状況 (制度上の位置付け)	× ※2015年サービス 開始、需要の伸び 悩みから2017年終了	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務) ※NHKオンデマンド
	料金	—	有料	無料	無料 ※過去番組の配信は、 Yle Elävä arkistoで 実施	無料(低画質) 有料(高画質)	有料
予算規模 (全体に占める割合)		2018年度 252億円(4.59%)	不明	ARD 2017年 1071億円(12.28%) ZDF 2017年 299億円(10.17%)	不明	不明	2020年度 170.3億円(2.4%)

年	経緯
1922年	B B C (British Broadcasting Company) によるラジオ放送の開始
1927年	B B C (British Broadcasting Corporation) に改組され、特許状に基づく公共法人化 (受信許可料を財源とすることが制度化)
1954年	商業放送の開始 (二元体制の開始)
1988年	受信許可料額について小売物価指数連動に変更
1991年	受信許可料の徴収責任が政府から B B C へ移行
1997年	オンラインサービスの開始
2003年	「2003年放送通信法」により、テレビ受信機の使用は政府による許可制であることを明示
2007年	iPlayerによるインターネット同時配信等サービスの開始
2011年～ 2016年	受信許可料額の据え置き
2014年	B B C World Service (国際放送) の財源が政府交付金から受信許可料に変更
2015年	規制改革法 (2015年) で実施が求められた「テレビ受信許可料執行レビュー(ペリー・レビュー)」において受信許可料未払いの非刑罰化・代替執行スキームの採用について検討 →非犯罪化を実現した場合、未払い増加のリスクがあることや、制度変更にかかるコストを要すること等から「現行モデルを維持すべき」との結論を出した。
2016年	iPlayerによるテレビ番組の見逃し視聴等がテレビ受信許可の対象化
2017年	現行の特許状の供与 (～2027)
2017年	以降5年間、受信許可料額を小売物価指数連動に変更
2020年	受信許可料未払いの非犯罪化に関する検討

- 2017年のBBC特許状の更新に向け、文化・メディア・スポーツ省が2015年に公表した「グリーンペーパー」において、「iPlayerの抜け穴」と呼ばれる問題(制度上、同時配信は受信許可料の対象だが、見逃し視聴は受信許可料の対象外)の解消を提案。

現行制度

- ・2004年電子通信(テレビジョン免許)規則(以下、「規則」)では、コンピュータは、テレビ番組サービスを受信するために使用される場合、許可の対象となり得る。
- ・規則では、「テレビ受信機」を技術中立的に定義しており、「テレビジョン番組サービスの受信を目的として設置され、又は使用される機器」としている。これは、コンピュータでテレビを見ることが許可の対象となり得ることを示す。
- ・しかし、規則は、「一般公衆に放送が受信されるのと同時に(又は実質的に同時に)番組を受信する場合」と限定をかけている。

(参考)2004年電子通信(テレビジョン免許)規則第9条 (「テレビ受信機」の定義)

- (1) 通信法第4章(テレビ受信許可)における、「テレビ受信機」とは、他の目的のために設置され、又は使用されるか否かに関わらず(無線電信の手段によるか他の手段かに関わらず)、テレビジョン番組サービスの受信を目的として設置され、又は使用される機器をいう。
- (2) 本規則において、「テレビジョン番組サービスの受信」とは、一般公衆に放送がそのサービスの一部として受信されるのと同時に(又は実質的に同時に)番組を受信する場合を含む。

「iPlayerの抜け穴」

- ・BBCのどのサービス(TV、ラジオ、オンライン、オンデマンド)を消費しようとして、受信許可料の対象は「テレビジョン番組サービスを同時に受信している」場合に限られている。
 - ・オンデマンド・見逃し視聴を消費している視聴者は50万人(全体の2%)と推測されるが、受信許可料は不要となっている。
 - ・TVにおけるオンデマンドのシェアは現在の12%から2017年には25%に増加する見込み。
 - ・このことは、以下の4つの問題があることから、政府は法改正で見逃し視聴を受信許可料の対象とすることを約束。
- (1) 収入 多くの人がオンデマンドのみ視聴し受信許可料を支払わない場合、BBCの収入は低下する
 - (2) 公正さ オンデマンドのみ視聴し受信許可料を支払わない人の費用は、他の受信許可料を支払う人が負担している
 - (3) 執行 許可の未取得を防止する能力は、タブレットや携帯といった非伝統的な端末の激増により制約されており、執行から隠れやすくなっている
 - (4) 明確性・簡潔性 「iPlayer」の抜け穴と結びついた端末の激増は、誰が受信許可料を支払うべきか、混乱を生じさせる

年	経緯
戦後	州ごとに放送局を設立
1970年	放送受信料制度について、ドイツ全州で統一的に整備 (放送受信機単位で支払義務。2台目以降は免除)
1975年	公共放送の財源需要を審査し、答申するための委員会 (K E F) を設置
1991年	ドイツ統一後、州間協定の締結
1994年	第1次受信料判決 (従来の受信料額決定手続に違憲判決)
1996年	「放送財源州間協定」を締結し、K E F への財源額の諮問及び受信料額の答申を制度化
2007年	パソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料徴収を開始
2007年	第2次受信料判決 (明確な理由なく各州政府がK E F 答申額と異なる受信料額を設定し違憲判決)
2007年	Z D F Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2008年	A R D Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2010年	全世帯負担の導入決定
2010年	連邦行政裁判所によるデジタル機器の所有者からの受信料徴収の合憲判決
2013年	全世帯への放送負担金制度の開始
2015年	放送負担金の値下げ実施
2018年	連邦憲法裁判所による負担金制度の合憲判決

- ドイツでは、2007年からインターネット接続機器に対して受信料の徴収を開始したところ、訴訟が頻発し、裁判所において合憲と判断されるも、負担の公平性確保が実現されることが前提との指摘も受け、全世帯からの徴収を行う負担金制度に移行した。
- 事業所の徴収金額が従業員数等に応じたものに移行したことにより、負担増となる事業所が生じ、裁判が提起されたが、最終的に合憲判決が下された。

1996年 インターネットサービスが開始、州間協定の改正により、インターネットに接続可能なデジタル機器も受信機扱いすることが規定された。

2006年 州の首相らが、2007年からのパソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料の徴収に合意するとともに、受信料の公平負担と簡素化のための制度改革検討の開始に合意した。

2010年 2010年に公共放送が依頼した専門家への鑑定書において、①税金化モデル、②国民一人一人から徴収する負担金モデル、③受信料額の一本化、④全世帯負担が検討され、受信機の所有にかかわらず全世帯に一律に課す負担金が、憲法的観点からも、実行可能性の観点からも、もっとも適切であるとの見解が示された（税金化モデルは、憲法上の公共放送の政治的独立の原則と反するとされた）。

デジタル機器の所有者から受信料を徴収する合憲性について、連邦行政裁判所で争われ、徴収自体は合憲であるものの、徴収が正当化されるのは、正しく徴収が行われ、負担の公平等が実現されている場合のみである旨の留保がつけられた。

2013年 こうした議論を踏まえ、州間協定を改め、受信機の有無に関わらず、全世帯からの徴収を行う放送負担金制度へと変更が行われた。

2015年 放送負担金制度の導入後、収入が増加し、放送負担金の月額について17.98ユーロから、17.5ユーロへ値下げが行われた。

2018年 連邦憲法裁判所は、すべての世帯と事業所から「放送負担金」を徴収するドイツの公共放送の財源制度について、合憲であるとの判決を下した。ただし、別荘の所有者に負担金を別途課している点は違憲だとされた。

年	経緯
1926年	フィンランド放送会社（民間）設立
1944年	フィンランド放送会社をYleに改称
1958年	テレビ放送開始、「テレビ免許料」の導入
1994年	Yleが政府持株会社となる
1998年	テレビ・ラジオ運営法が成立 「テレビ免許料」から「テレビ受信料」に変更
1999年	「テレビ受信料」と商業放送事業者から支払われる「事業運営許可料」の施行 広告放送やスポンサーシップは禁止される
2007年	事業運営許可料からの割当終了
2007年	Yle areenaによるインターネット見逃し番組配信サービスの開始
2009年	議会ワーキンググループが「テレビ受信料」をテレビ受信機の有無に関わらずすべての世帯から徴収する「公共サービスメディア料」に移行させることを政府に提言
2012年	政府が、テレビ受信料を廃止し、公共放送税を導入する法律案を議会に提出し、成立
2013年	公共放送税の徴収開始（1月）
2013年	Yle areenaによるインターネット同時配信番組配信サービスの開始
2015年	国家テレビラジオ基金法に基づく指標に基づくYleへの分配額見直しを経済情勢により見送り
2016年	国家テレビラジオ基金法に基づくコストを踏まえたYleへの分配金の見直しを一時見送り
2017・18年	国家テレビラジオ基金法に基づく指標に基づくYleへの分配額の見直しを財政情勢により凍結

■ フィンランドでは、従来のテレビ免許料に代わり1998年からテレビ受信料が導入されたが、受信料の高騰化やインターネットで受信できる端末も対象としていたことによる、徴収の困難化から、所得税方式による公共放送税の導入が決定された。

- 1958年 テレビ放送が開始され、1台ごとのテレビ免許と「**テレビ免許料**」徴収を開始
- 1998年 世帯は住居ごとに1台分、事業所ごとに1台分（宿泊施設はテレビのある客室ごと）から徴収する「**テレビ受信料**」導入（対象はテレビ番組が受信できる装置。徴収は政府規制機関）
商業放送事業者から支払われる「**事業運営許可料**」が導入
- 2007年 「**事業運営許可料**」の終了
- 2009年 議会ワーキンググループが、テレビ受信機所有に対するテレビ受信料(2010年に231ユーロ)を、全世帯が負担するメディア料(175ユーロ)に移行させる提言を政府に提出
- 2012年 地上デジタル化投資や事業運営許可料廃止に伴うテレビ受信料の高騰化を背景とした支払意欲の低下と、視聴方法の多様化による端末に着目した支払い制度の限界により、資金の確保が難しくなることを理由として、政府が議会に公共放送の財源を所得に応じて個人(0.68%)及び事業体(0.35%)に課税する**公共放送税法案を提出し、成立**
- 2013年 個人所得税と法人事業所得税と一緒に所得の一定割合を負担する「**公共放送税**」導入（テレビ受信料252.25ユーロが、公共放送税では個人で最大140ユーロに）
- 2014年 個人に対する公共放送税の上限を140ユーロから143ユーロに引き上げ
- 2018年 個人に対する公共放送税について、143ユーロから163ユーロに、税率を0.68%から2.5%に引き上げつつ、課税対象額を課税所得から14,000ユーロを超える部分に限定

- 通信・放送の融合が進展し、インターネットを通じたコンテンツの視聴など視聴形態が変化する中、諸外国では、受信料制度が見直されている。
- 諸外国の公共放送については、①徴収対象、②徴収単位、③受信料額等の決定方式、④徴収主体、⑤対象者の情報取得、⑥未納者への担保措置等について、以下のような制度化の例が存在している。

項目	諸外国における制度化の例
①徴収対象	(i) テレビ受信機の設置者
	(ii) テレビ受信機の設置者・同時配信サービス利用者
	(iii) テレビ受信者・インターネット接続機器利用者
	(iv) 全世帯
②徴収単位	(i) 同一生計・同一住居 (ii) 住居単位 (iii) 個人単位
③受信料額の決定方式	(i) 公共放送機関の案を議会が承認
	(ii) 第三者機関による査定
	(iii) 政府が決定
	(iv) 法律で決定
④徴収主体	(i) 公共放送が自ら徴収
	(ii) 公益事業者等に委託
	(iii) 政府が公共放送に代わって徴収
⑤対象者の情報取得	(i) 受信機設置等の申告義務 (ii) 立入確認 (iii) 外部情報の取得
⑥未納者への担保措置	(i) 民事的担保 (ii) 強制徴収 (iii) 罰則

(参考)諸外国の公共放送における受信料等の制度

	英国	独国	仏国	フィンランド	韓国	日本	
名称	受信許可料	放送負担金	公共視聴覚負担金	公共放送税	テレビジョン放送受信料	受信料	
放送主体	BBC	ARD、ZDF	FTV	Yle	KBS	NHK	
徴収主体	BBC (民間に委託)	ARD、ZDF (共同の負担金サービスが一元的に徴収)	政府(経済財政省) (個人は住居税、法人は付加価値税と一括徴収)	政府(税当局) (所得税と一括徴収)	KBS (電力公社に委託)	NHK	
料額(年額) ※1、※2	22,168円	27,073円	17,920円	課税最低限を超える額に一定割合をかけた額 (個人は最高21,014円)	2,958円	地上 15,120円 衛星 26,760円※3	
受信料収入 ※1、※4	5,294億円	ARD、ZDF:9,835億円 (全体:10,325億円)	フランステレビジョン:3,135億円 (全体:4,153億円)	595億円	650億円	7,122億円	
徴収費用 (徴収費用/徴収額全体)※1、5	147億円(2.7%)	217億円(2.2%)	31億円(1.0%)	— (国等が負担)	65億円(10.0%)	773億円(10.8%)	
徴収率※6	93.4%	95.9%	90.73%	不明	99.9%	82.1%	
支払者	受信機を設置又は使用する者	全ての住居占有者及び事業主 (受信機の有無問わず)	受信機の設置者	個人、事業体 (受信機の有無問わず)	受信機の設置者	受信機の設置者	
TV以外の受信機範囲	配信アプリ(iPlayer)利用の場合は対象	—	TVを持っていない場合、受信料の徴収対象外	—	携帯電話やカーナビは受信料の対象外	ワンセグ機能付携帯電話・カーナビも対象	
支払単位	個人	受信機を持つ住居ごと	全ての住居	受信機を持つ住居ごと	個人 (14,000ユーロ超の2.5%)	受信機を持つ住居	受信機を設置する世帯 (家計をともにする住居ごと)
	法人等	事業所 (受信機台数等に応じた体系)	事業所 (従業員数等に応じた体系)	台数	事業体 (5万ユーロ超の0.35%)	台数 (住居以外)	受信機の設置場所ごと (部屋や自動車台数等に応じた体系)
強制徴収	×	○	○	○	○	×	
罰則等	○	○	○	○	○	×	

※1 邦貨換算は、2018年の年間平均レートを使用
(1ポンド=143.48円、1ユーロ=128.92円、1ウォン=0.0986円)
 ※2 料額(2019年度)について、現地通貨では下記のとおり
 英国…154.50ポンド、仏国(海外県等を除く)…139ユーロ、独国…210ユーロ、
 韓国…30,000ウォン
 フィンランド…個人は14,000ユーロを超える所得につき最高163ユーロ
 ※3 NHKの年間受信料額は前払割引前の口座振替、クレジットカード払いの月額
 (地上=1,260円、衛星=2,230円)に基づき算定
 独国…8,008百万ユーロ(全体。内数:ARD、ZDF…7,629百万ユーロ)、韓国…6,595億ウォン、

フィンランド…471.6百万ユーロ
 ※4 受信料収入(2018年度)について、現地通貨では下記のとおり
 英国…3,690百万ポンド、仏国…3,221百万ユーロ(内フランステレビジョン…2,432百万ユーロ)
 ※5 徴収費用(2018年度)について、現地通貨では下記のとおり
 英国…102.6百万ポンド、仏国…24.3百万ユーロ(フランステレビジョン)、
 独国…160.2百万ユーロ(ARD・ZDF相当)、韓国…658億ウォン、フィンランド…466百万ユーロ
 ※6 徴収率について、日本、英国、独国は2018年度、韓国は2017年度を記載。なお、仏国は2016年度の越年徴収率(当該年度以前に既に発生している負担金の徴収率)は99.5%。

①公共放送の受信料等の徴収対象の類型

	テレビ受信機設置者	テレビ受信機設置者＋同時配信サービス利用者	テレビ受信機設置者＋インターネット接続機器の設置者又は使用者	全世帯・事業所 (受信設備に無関係)
考え方	テレビ受信機を設置した者を対象 (日・仏・韓、英旧制度)	テレビ受信機を設置した者に加え、インターネット同時配信等を利用可能とした者も対象 (英)	テレビ受信機の設置者及びインターネット接続機器の設置者又は使用者が対象 (独旧制度・フィンランド旧制度)	受信機の設置の有無に関わらず、全ての世帯・事業所が対象 (独・フィンランド)
利点	○多くの視聴者が、 <u>公共放送をテレビで視聴する実態と整合的</u>	○ <u>インターネットにおいて視聴を希望する者の選択に基づくことが可能</u> ○インターネット同時配信等を <u>アプリ等で視聴可能な者の把握は比較的容易</u>	○ <u>インターネットを通じた視聴が拡大している状況に対応</u> ○インターネット同時配信等を制限なく提供可能となり、 <u>公共放送の視聴層を拡大できる可能性</u>	○テレビ受信機、インターネット配信などの <u>視聴手段が多様化した状況に対応</u> ○受信機の設置確認が不要になることによる <u>手続の簡素化・訪問の不用化</u>
留意点	○ <u>インターネットを通じた視聴が普及すると不整合となる可能性</u> ○ <u>テレビ受信機の設置の有無の確認が必要</u>	○ <u>公共放送を視聴しない層にはリーチできず、対象の拡大は限定的となる可能性</u> ○ <u>テレビ受信機の設置の有無の確認が必要</u>	○インターネット接続機器は、放送番組の視聴を目的としたものではなく、 <u>視聴との関連性が薄い</u> ○ <u>インターネット接続機器の確認はテレビ受信機設置者の把握と同等以上に困難</u>	○ <u>受信設備が無く視聴環境がない者も対象とするものの評価が必要</u> ○ <u>対象者把握のための効率的な手段が必要</u>

諸外国制度の比較検討

- 通信・放送の融合が今後も進展し、テレビ受信機及びラジオに加え、インターネット配信など視聴手段が多様化した場合には、「テレビ受信機設置者」のみを対象に受信料を徴収し続けることは、視聴実態とかい離する可能性がある。
- 「テレビ受信機設置者＋インターネット接続機器の設置者又は使用者」を受信料の徴収対象とすることについては、インターネット接続機器についてはその設置又は使用をもって、放送番組の視聴を行うものとは限らず、また、過去に導入した国においても機器に着目した制度の限界等を理由に制度見直しが行われていることも踏まえれば、望ましい制度とは考えにくい。
- 「テレビ受信機設置者＋同時配信サービス利用者」を受信料の徴収対象とすることについては、インターネット接続機器にアプリの導入等を行い、放送番組の視聴を希望する者を対象とするものであるから、視聴実態の点から整合的なものであると考えられる。
- 「全世帯・事業所」を受信料の徴収対象とすることについては、インターネット配信も含め、国民のほとんどが何らかのメディアを通じ公共放送を視聴可能な環境又は視聴実態がある場合においては整合的なものであると考えられる。

構成員意見

- 全世帯負担について、ドイツでは導入前の段階で、多様な受信機による視聴が実現しているが、日本では、受信機を持たない者のアクセスがまだ限定的。視聴実態の変化に合わせて公平で簡素な制度に見直していくべき。現在の「放送の補完」では、変化が促されにくいので、制度の側が一步踏み出す必要。(大谷構成員)※
- ドイツの全世帯負担制度は、手続の簡素化、営業費用削減が可能であり、日本のあるべき制度を構想するにあたっては検討に値するが、もしこのような制度を導入するのであれば、受信料の値下げとセットで議論し、国民・視聴者の納得感を得ることが極めて重要。また、コンテンツの視聴実態に合わせて制度を見直すことが重要であり、常時同時配信の動向を見つつ、インターネット活用業務の位置付けを、本来業務とするかなど検討が必要ではないか。(林構成員)※
- 全世帯負担制度への移行は現在の受信料制度の延長線上の議論ではなく、根本的なOSの差し替え。欧州各国では文化保護等の明確な役割が公共放送に期待されており、また日本では民間放送のプレゼンスが大きく事情が異なる。我が国で全世帯負担の議論をする上では、政治や行政からの自律性を確保し、NHKの業務範囲を狭めて受信料を引き下げるか、公共放送としての民主主義を支える役割を果たせるようにすることで、国民・視聴者の納得感を得ることが必要ではないか。(宍戸構成員)※
- 長期的には全世帯負担金制度もあるのかもしれないが、当面は、イギリスのようにインターネット視聴についてアプリを入れて自ら承諾した人によっても支えられることが望ましいのではないか。(宍戸構成員)
- NHKが先導的な役割を果たすこととの関係で、同時配信が受信設備の設置者以外にも拡大することが有用と考えており、受信料制度の趣旨を棄損しないこととするためには、受信機を設置せずに、同時配信サービスを利用する者には一定の対価を求めることが必要ではないか。(宍戸構成員)

※は再掲

構成員意見

- 最高裁判決が現制度をどのように捉えているのかが出発点として考える必要があるのではないか。特定の国民だけが受信料を支払うことによって、NHKの言論が歪められることのないように、国民全体で公平で負担することも考える必要がある。(小塚構成員)※
- ドイツのような制度はシンプルで納得感を得やすいのではないか。視聴環境がない世帯では申し立てしてオプトアウトできるようにすることも有って良いのではないか。積極的に受信料を支払いたくなる制度作りが必要。(西田構成員)

※は再掲

○ 2017年のBBC特許状の更新に向け、文化・メディア・スポーツ省が2015年に公表した「グリーンペーパー」におけるBBCの財源の比較検討の概要は以下のとおり。

選択肢	受信許可料の改良	全世帯の負担金	受信許可料又は負担金と有料契約の組み合わせ
概要	現行の受信許可料を維持し、iPlayerの抜け穴(見逃し視聴では受信許可料が不要)を解消	テレビ、ラジオ、インターネット(オンデマンドを含む)のメディアを通じたサービス提供を全世帯の放送負担金で支えるドイツ型の方式を導入	・受信許可料は一定程度維持した上で、プレミアムサービスの有料提供や、iPlayerを有料サービス化等を実施
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の利点を保持 ・iPlayerの抜け穴を解消、収入を確保 ・テレビのリアルタイム視聴をしない者に対して、受信許可料を支払わない選択肢を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ・iPlayerの抜け穴を解消 ・受信許可料をテレビのみならずラジオやインターネットサービスと結び付けることでBBCのユニバーサルサービスとしての概念を支える ・許可料の逆進性を解消 ・値下げかコンテンツへの投資の増大が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者の視聴形態に関し、より豊富な選択肢を与える
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機を設置しない者も、ラジオやオンラインサービス等受信許可料を財源とするサービスを楽しんでいる可能性がある ・一律料金で逆進性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・BBCの番組をどのメディアを通じて視聴するかに関わらず負担(ただし、国民の約97%がBBCのコンテンツを視聴) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「皆のための」BBCは変質 ・プレミアムサービスを視聴する場合、受信許可料よりも高くなりうる ・通常のサービスとプレミアムサービスの線引きが困難 ・オンラインは比較的認証が容易だが、TVの認証には長い移行期間と多大なコストが必要

※ 利点/留意点は事務局において分類したもの

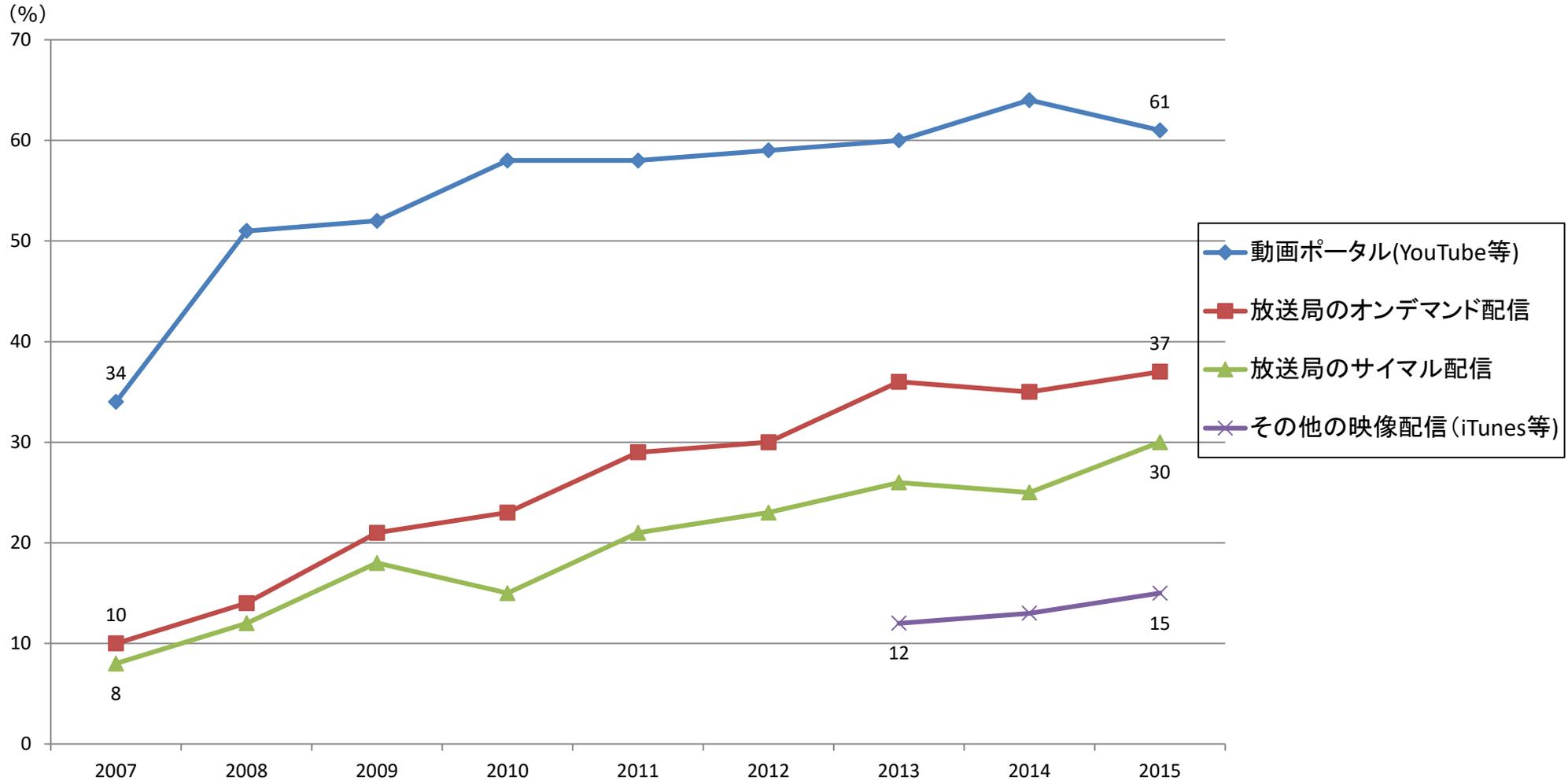
公共放送分科会第4回 資料4-3 「諸外国公共放送の受信料制度の状況」を一部修正

- ドイツでは、受信機の所有等とは無関係に公共放送の経費を負担する「放送負担金制度」を導入するに当たり、ハイデルベルグ大学のパウル・キルヒホフ教授（元連邦憲法裁判所裁判官）に鑑定書の策定を委託。鑑定書の概要は以下のとおり。

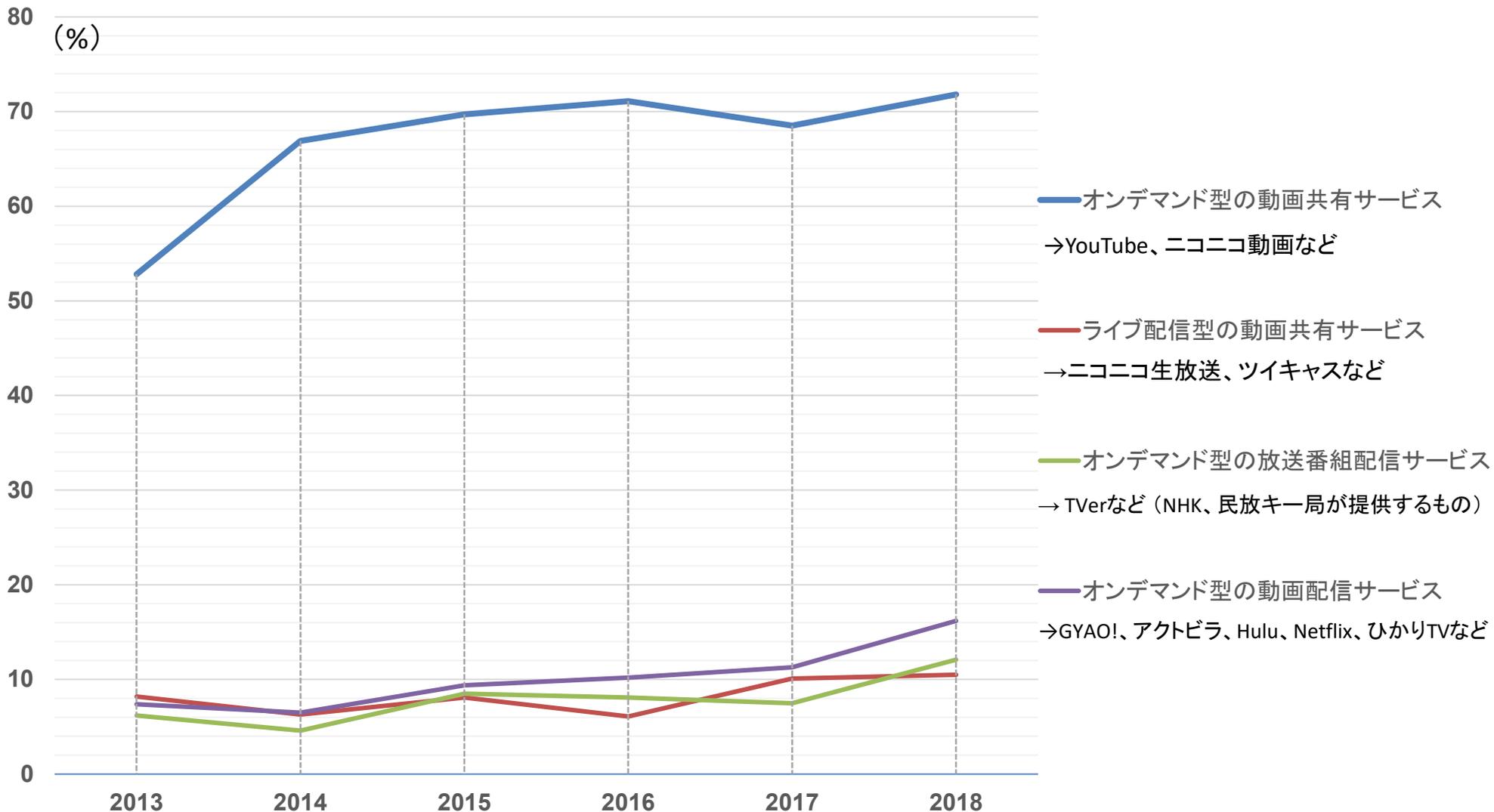
キルヒホフ鑑定書の概要

- 受信機の進化と受信環境の変化により、受信機自体が公共放送の番組を視聴している人から公課を徴収するための手がかりとして適さなくなっている。受信機の所有や種類に関わりない、簡素で公平な徴収根拠及び公課形態が必要。
- 公共放送の財源は、誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできる利益に対して支払うものであるため、（具体的なサービスの対価としてではなく）「負担金」という形態が適当。
- 現在ではほぼ全ての世帯や事業者が公共放送のサービスを楽しんでおり、又は享受できる状況にあるため、公課を一律に徴収することが正当化される。
- 一律徴収する対象は、国民一人一人ではなく、世帯（住居）であることが望ましい。個人の利用は類型化しづらいが世帯であれば様々な利用習慣が均一化できると想定される。

- ドイツにおけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- 放送局のサイマル配信は、2015年には30%が利用。



- 日本におけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- オンデマンド型の放送番組配信サービスは、2018年には12%が利用。



	同一生計(世帯)・同一住居	住居単位	個人単位
考え方	受信機の台数及び構成員の数に関わらず、同一生計(世帯)・同一住居ごとに徴収(日・仏)	受信機の台数及び構成員の数に関わらず、住居ごとに徴収(英・独・韓)	受信料を個人単位で徴収(フィンランド(税方式))
利点	○ <u>世帯の構成員数や受信機台数の確認は不要</u>	○ <u>世帯の構成員数や受信機台数の確認は不要</u>	○ <u>個人の所得等に応じた負担とすることで逆進性解消が可能</u>
留意点	○ 家族の在り方が多様化する中では、 <u>同一生計かの確認が困難となる可能性</u> ○ 世帯単位で一定の受信料とする場合、共働き世帯等に比べ、 <u>一人世帯の負担感が相対的に重くなる可能性</u>	○ 世帯単位で一定の受信料とする場合、共働き世帯等に比べ、 <u>一人世帯の負担感が相対的に重くなる可能性</u>	○ <u>所得等の把握を可能とすることが必要</u> ○ <u>仮に一人当たり一定の受信料とする場合、所得等の把握は不要となるが、構成員の多い世帯の負担が重くなるため免除対象の検討が必要となる可能性</u>

構成員意見

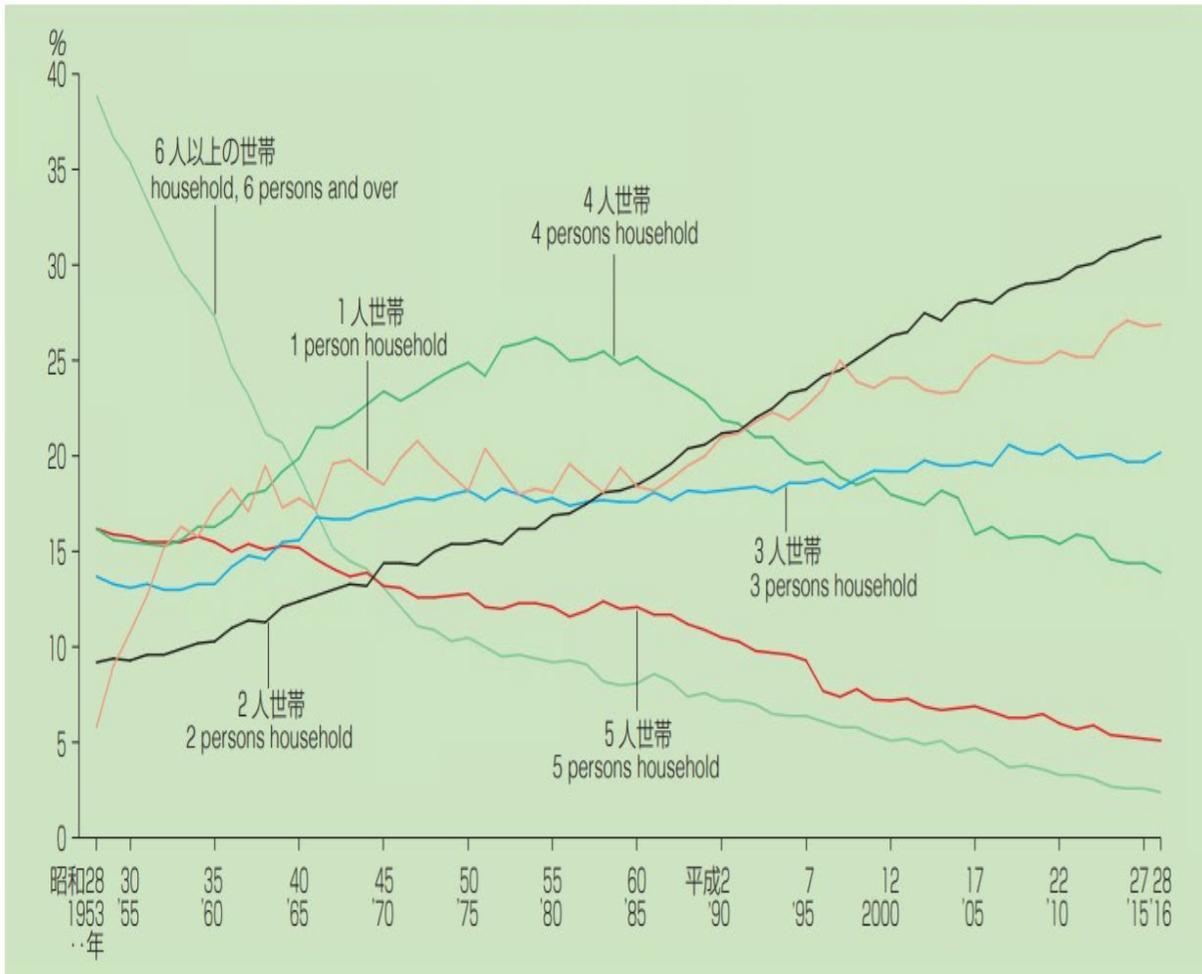
- インターネット配信も、当面は光ファイバやケーブルで見る実態を踏まえれば、世帯単位が良い。(多賀谷分科会長)
- 通信・放送の融合が進む中で、放送のアイデンティティは世帯での視聴が行われる点にあると考えており、世帯単位での徴収を維持することが望ましい。事業所については確認がおろそかになっていないか。(小塚構成員)
- 世帯単位を基本としつつ、一部インターネットサービスのみ、個人契約を可能とするなどの中間形態について、NHKを見ていない層にリーチするため考えても良いのではないか。(関口構成員)
- 将来的には、高齢の独居世帯を含む単身世帯が増える見込みであり、世帯単位ではなく、(一人当たりで低廉となる)個人単位としていくべき。(宍戸構成員)
- 現在支払っている人の立場にたてば、制度変更によって一人世帯も大人数世帯の負担も大きくなってはならず、どのくらいの負担になるのかの試算が示されることが必要。(長田構成員)
- 様々な家族の形態において、何が世帯かは簡単には定まらない。個人単位で徴収を行い、負担が重くなる者については、政策的に免除すれば良い。また、個人単位で徴収する場合、事業所からは徴収しなくても良いのではないか。(新美構成員)
- 社会構造が変化してきており、婚姻関係にないパートナーとの共同生活やシェアハウスなどが今後より一般化してきた場合には、世帯単位での徴収が引き続き可能であるのか検討が必要。(新美構成員)
- 今回の議論を表に出す際には、通信・放送融合時代の在り方について、伝送路が融合していない段階なのか否かなど、どのような融合のフェーズにおける選択肢なのかを明確化する必要がある。(宍戸構成員)

概要

- 放送負担金制度の開始以降、提訴が相次いたが、2018年、連邦憲法裁判所は、4件の提訴をまとめ、論点を整理した上で、**放送負担金制度は合憲**であると判決を下した。
- ただし、別荘の所有者に負担金を別途課している点は違憲だとして、16州に対し、2020年6月末までは是正するよう求めた。

①州には税金を導入する権限はない	②単身世帯の負担が大き、憲法で保障された法の下に平等に反する	③別荘に対しても支払い義務を課するのは、平等の原則に反する	④事業所と車の数が多い企業の負担が大きく、平等の原則に反する
<p style="text-align: center;">合憲</p>	<p style="text-align: center;">合憲</p>	<p style="text-align: center;">違憲</p>	<p style="text-align: center;">合憲</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ税法上、税金は用途を決めず徴収するもので、公共サービスの対価は該当しない。 ・放送負担金は、「公共放送を利用したい時に利用できる」という受益者が支払う対価である。 ・放送負担金は、州が立法権限を持つ公的な負担金である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯は複数人の世帯より、1人当たりの負担が大きくなる。 ・しかし、格差は憲法の許容範囲。 ・また、単身者が1人で負担する価値に見合うだけのサービスが提供されており、著しく不均衡とはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスは一度に1か所でしか利用できないのに、2件分の徴収は不平等である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と営業車は住居と同様にサービスを利用可能な場所である。 ・事業所では私的に利用する場合とは異なる利益を得られる。 ・複数人による利用により、事業所の所有者の利益も増える想定できるため平等原則に違反しない。

- 全世帯のうち、1人世帯が占める割合は全国平均で34.5%。
- 1人世帯が占める割合が最も高い都道府県は、東京、京都、大阪の順。



1人世帯の割合が高い都道府県 (全国平均 34.5%)

- ① 東京 47.3 %
- ② 京都 38.2 %
- ③ 大阪 37.5 %
- ④ 福岡 37.3 %
- ⑤ 北海道 37.3 %
- ⑥ 高知 36.4%
- ⑦ 鹿児島 35.6%
- ⑧ 神奈川 35.5%
- ⑨ 広島 34.5%
- ⑩ 宮城 34.4%

(厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「グラフでみる世帯の状況 平成30年-国民生活基礎調査(平成28年)の結果から-」から引用)

(総務省統計局「日本の統計2020」の「都道府県、世帯人員別一般世帯数と世帯の種類別世帯人員」から作成)

③公共放送の受信料額等の決定方法の類型

	公共放送機関の案を 議会が承認	第三者機関による査定	政府が決定	法律で決定
考え方	公共放送機関の受信料額 の案を議会が承認 (日・韓)	第三者機関によって 公共放送の収入を査定 し、受信料額に反映 (独)	政府が事前の公共放送 機関との協議を経て、 受信料額を決定 (英)	受信料額等を法定 (仏・フィンランド)
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>議会で受信料額を承認することで、民意を反映</u> ○ <u>受信料額の変更等は、公共放送機関に一定のイニシアチブ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額について、客観的な立場から審査が可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額について、公共放送機関以外の観点からチェックが可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額の法定により、議会審議を通じ民意を反映</u> ○ <u>受信料額の減額やそれに伴う事業の合理化が進む可能性</u>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額の減額や必要な事業の合理化が促されにくい可能性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>査定のための組織や客観的手法の確立が必要</u> ○ <u>大規模な業務変革などが必要とされる場合には、客観的査定のみでは限界がある可能性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額に議会が関与しない</u> ○ <u>公共放送の財源上の自律性が弱まる可能性</u> <p>※英では、業務範囲は特許状で決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>公共放送の財源が政府からの交付金に依拠することとなり、財源上・業務上の自律性が弱まる可能性</u> <p>※仏では、目的手段契約に基づき政府が財源保障に責任</p>

諸外国制度の比較検討

- 受信料額を政府が決定する方式は、国民が負担する受信料について議会を関与させないこととするのであれば、民主的なガバナンスの観点から、望ましいものとは考えられない。
- 受信料額を法定する方式は、法律により受信料額に直接民意を反映させることができ、受信料額の見直しに伴って合理化を促すことができる可能性がある反面、運用によっては公共放送機関の業務上・財源上の自律性が弱まる可能性があるため、慎重に検討する必要があると考えられる。
- 受信料額について第三者機関による査定を行う方式は、料額の適正性について客観的な立場から審査できると考えられるが、査定のための組織の在り方や、審査方法の客観性の確立が課題であるほか、通信・放送の融合の時代に向け、大規模な業務変革などが求められる場合には、客観的手法のみでは業務の見直しなどが導けるものではなく、限界がある可能性があることについて留意が必要と考えられる。
- 公共放送の受信料額案を議会が承認する方式は、公共放送機関が財源上のイニシアチブを有しつつ、議会で民意を反映できるものであるが、料額の減額や事業の合理化が進みにくい可能性があるため、受信料額案についての政府のチェック機能を高めることが必要と考えられる。

構成員意見

- 負担金制度をとるのであれば、受信料の値下げの妥当性をチェックする独立した第三者的な機関の設置が必要なのではないか。(林構成員)
- 将来的には第三者機関的なものによる受信料額や事業規模のチェックが必要だが、憲法第83条の財政民主主義との関係から、国会との役割分担が必要。中期計画を時間をかけて議論し、毎年度の査定は軽微なものにすること等が考えられるのではないか。(宍戸構成員)
- 第三者機関が、料額の査定をすることは入ってくるのは好ましくなく、むしろ公共放送としてどのような業務を行うべきかを精査をすべき。(新美構成員)
- 受信料について、国会で一度で見るのは難しく、(中期計画をもとに)数年に一回審査するというのは方向としては正しいと思う。(多賀谷分科会長)

- イギリスBBCの特許状は、10年程度で更新を行うが、更新に際し、政府がレビューを実施。
- 直近の特許状更新(2017年)は、以下のプロセスで進められた。

- 2015年2月 下院議会文化・メディア・スポーツ委員会が「BBCの在り方に関する報告書」を公表
- 2015年7月 政府とBBCが、以降5年間の受信許可料額、政府補助金の金額等を内容とする「受信料許可料に関する取決」に合意
- 2015年7月 政府は次期特許状の見直しに関する「グリーンペーパー」をまとめ、意見募集を実施 (2016年3月結果公表)
- 2015年9月 BBCが「将来計画案」を策定
- 2016年5月 政府が、政策文書「BBCの将来像」を議会に提出
- 2016年9月 文化・メディア・スポーツ省は、特許状及び協定書の最終草案を発表
- 2017年1月 新特許状が発効 (2027年末まで)

経緯

- 1975年、公共放送の受信料額の値上げ申請を審査し、改定額の答申を出すために、放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が設立された。
- KEFは各州から1名ずつ指名された委員計16名によって構成され、「放送州間協定」に基づき、公共放送の資金需要を調査し、必要な受信料/負担金の水準について算定することを目的とする機関。
- KEFには、必要な受信料/負担金の算定に当たり、①公共放送事業者の機関・組織としての存続を保障すること、②各公共放送事業者の将来の発展を可能とするだけの財源を保障することを義務として課せられている。
- 設立当初、KEFの決定には法的拘束力がなかったことから、各州の首相が受信料額をKEFの答申よりも低い水準にする等、政治利用されることが常態化されていた。これを受け、1994年には、連邦憲法裁判所が、従来の受信料額決定手続について、公共放送の財源決定権を恣意的に濫用し、憲法に基づく公共放送の使命の達成を脅かす危険性ははらんでいるとして、違憲であると判断。（第1次受信料判決）

経緯

- 1994年の第1次受信料判決を受け、1996年には「放送財源州間協定」が締結され、受信料額の決定プロセスについて、以下のとおり制度化された。
- ①公共放送機関は、4年間の期間を設定し、各期間の財源需要額をKEFに申請する。
 - ②KEFは、公共放送から申請のあった財源需要額を基に、
 - ・ サービス計画が法律上の業務範囲を逸脱していないか
 - ・ 資金計画が経済的運用と経費削減の原則にかなっているか
 - ・ 合理化の余地がないか等の観点から審査し、4年間の財源額を確定する。
 - ③財源額に基づき、受信料の値上げの必要性、値上げ額及び時期について答申を行う。
 - ④各州政府は、KEFの答申に基づき合意するか、合意しない場合には、その理由を明確化する。
 - ⑤各州政府は、値上げ額について、批准又は否決する。
- KEFの答申には原則合意することとなっているところ、2005年から2008年までの受信料額について、各州政府が受信料額の値上げ幅を、KEF答申より抑えたことについて、2007年、連邦憲法裁判所は、州首相はKEF答申額を引き下げる必要性について客観的な証明ができておらず、また、メディア政策的意図を受信料額決定に持ち込んだ疑いがあるとして、違憲であると判断。(第2次受信料判決)

- 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が、各公共放送事業者から財政需要についての申請を受け、4年毎に出す報告書の中で、各公共放送事業者の**財源需要を算定（需要査定）及び負担金料額の算定**を行う。

需要査定

- ・ 各公共放送事業者が作成する4年ごとの4カ年の経営計画及び財政需要額の申告を元に、支出内容を以下の4つに分ける。これらは、過去の実績値があり算定式も用意している。
 - ①プログラム支出（番組調達費）
 - ②番組放送費用（BSやCATVなど）
 - ③人件費（年金を含む）
 - ④物件費（建物の暖房費等）
- ・ 新規の大型投資や新たなサービスを始める時には、新たな算定式を適用する。
- ・ 放送事業者の経営努力による生産性向上も勘案し、最終的な財政需要を導き出す。
- ・ 財政需要決定後も、算定された値と現実の値との差を2年ごとに比較し、需要額を補正する。
- ・ 番組内容など個別のサービス内容の是非ではなく、番組調達費全体のコストが適正に推移しているかを査定する。

受信料額の算定

- ・ 各公共放送機関の負担金の支払い者数や、広告収入やその他収入（番組販売、資本収入等）等の収入規模を勘案し4年間の推移を予測する。（公共放送の適切な広告収入額等について判断することなく、収入の予測算定のみを行う）
- ・ 収入予測を踏まえて負担金料額算定を行う。

- 目標手段契約（COM）は、国とFTVをはじめとする公共放送の間で結ばれるもので、契約期間は3～5年である。各公共放送機関が中長期の目標を政府と協議して決め、その手段すなわち財源を国家が保障するという契約である。
- COMには、FTVの各年の予想経費や予想収益額、事業実施と成果の量的・質的な指標、有料サービスについての経済見通し等が記載されている。FTVの理事会は、同社の目標手段契約案を承認し、また同契約の毎年の執行について審議するものとする。FTV社長は、毎年、国民議会及び元老院の文化・予算担当委員会に対し、それぞれの会社の目標手段契約の執行に関する報告書を提出する。FTVの各子会社の理事会は、自社に関係するところにおいてそれぞれに、目標手段契約案及び同契約の毎年の執行について諮問される。（視聴覚法第53条）
- FTVの中長期の成果指標として、各年の番組や映画制作にかかる費用の下限の設定、15歳以上のFTVとの接触率や接触数、番組表の中の地域放送の割合、退職手当といった給与の金額、商業収入の目標値等が設定され、記載されている。
- 2016～2020年のCOMには①フィクションを中心に良質の番組を制作するため、各年に少なくとも4億2,000万EURを投資し、国内の脚本家やプロデューサーとの連携を深める、②ユーザの視聴方法の変化に合わせてデジタル化を推進、新たなビデオ配信プラットフォームを形成する。③地上デジタルで新たにニュース専門チャンネルを創設、2016年9月に放送開始という3つの中心課題が示されている。

	公共放送機関による徴収	公益企業等への委託	政府による徴収
考え方	公共放送事業者自らが徴収 (日・英・独)	住居情報を保有する公益 企業等に徴収を委託 (韓)	政府が徴収 (税方式) (仏・フィンランド)
利点	○ <u>公共放送の財源上の 自律性を確保</u>	○ <u>徴収率が向上し、公平性 がより確保される可能性</u>	○ <u>徴収率が大幅に向上し、 公平性がより確保される 可能性</u>
留意点	○ <u>他の徴収方法に比べ 公平性が十分確保され ない可能性</u>	○ <u>委託可能な公益企業等の 存在や合理的な手数料が 前提</u>	○ <u>公共放送の財源上・ 業務上の自律性が弱まる 可能性</u>

諸外国制度の比較検討

- 受信料を政府が徴収する方式は、諸外国では税方式を採用している国においてとられているところ、政府が公共放送の財源をコントロールすることとなる可能性があり、公共放送の財源上・業務上の自律性が弱まる恐れがあることから慎重な検討が必要と考えられる。
- 公共放送が受信料の徴収を行う方式は、公共放送機関の財源上の自律性は確保されるものの、税方式と比較すると徴収率が相対的に低くなり受信料の公平負担が十分に実現されない可能性があるため、担保措置が課題となると考えられる。
- 受信料の徴収を公益事業者等に委託する方式は、適切な居住情報等を保有している者が存在し、合理的な手数料により委託できる場合、徴収効率の向上に資する可能性があると考えられる。

構成員意見

- フランスではかつてタックス・パラフィiscalという位置づけの税でないものを公的機関が代行して徴収する仕組みを採用しており、これは合理的な在り方の一つではないか。(多賀谷分科会長)
- 外部機関への委託や、情報の提供を求める仕組みは合理的ではないか。(宍戸構成員)

- 1968年以降、フランスの公共放送では広告放送が認められていたが、2009年の視聴覚法の改正で、①深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため、商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税が規定された。
- 2009年から広告一部廃止の収入減を補う政府補助金が導入されたが、2013年には財政難から広告放送全廃そのものを見送られるとともに、2014年からは政府補助金が削減され、2017年には廃止された。

- 1968年 商品名を提示した商業広告放送を導入
- 2008年 政府が広告放送廃止を宣言。その後、国会議員、関係省庁、放送監督機関である CSA 等からなる「新しい公共放送検討委員会」が設立され、①広告放送廃止、②広告放送廃止に伴う財源の不足分を国庫から補填、③商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税することを提言
- 2009年 視聴覚法が改正され、①2009年から深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため商業放送事業者・電気通信事業者へ課税することを規定
- 2009年 欧州委員会からフランス政府宛に「電気通信事業者への課税は、行政負担を民間事業者に課すことであり、自由競争を前提とするEU法と相容れない疑い」「通信事業者からの税収は、同じ業界の管理や規制のコストなどに使われるべき」との書簡を送付
- 2011年 電気通信事業者連盟が、電気通信事業者に対する課税は違法として欧州司法裁判所に提訴したが、2013年6月に「税制は国家の主権に存する」として法的に有効な税であるとの裁定。2016年には、電気通信事業者への課税の税率が国内総収入の0.9%から1.3%へ変更
- 2010年 欧州委員会からの書簡や、視聴者への意向調査の結果を踏まえ、広告放送の全廃の2年間延長を発表
- 2013年 財政難を理由に広告放送全廃そのものを見送る改正案を議会へ提出、成立
- 2014年 政府補助金を今後3年間で10分の1程度に削減することを決定(2017年廃止)

- フィンランドの公共放送 (Yle) の財源は、民主主義の確保や、文化・芸術の発展、教育等特定の公共サービスに要する費用に充てることを目的として、「国家テレビ・ラジオ基金」から配分。
- 「国家テレビ・ラジオ基金」の財源となる公共放送税は国税局が徴収。
- 「国家テレビ・ラジオ基金」から公共放送への配分については、「テレビ・ラジオ基金法」に基づき、政府（交通通信省）が指標（消費者物価指数等）や「国家テレビ・ラジオ基金」の運用経費（行政コスト、付加価値税等）を踏まえて、毎年度の使用計画を承認し、その内容に基づいて配分。

- 2015年、経済情勢を踏まえて指標に基づく分配額の見直しを見送り。2016年、「国家テレビ・ラジオ基金」の運用経費を踏まえた見直しを一時見送り。2017年及び2018年、経済情勢を踏まえて指標に基づく分配額の見直しを凍結。
- 2020年度の「国家テレビ・ラジオ基金」の使用計画によると、公共放送税の税収と公共放送 (Yle) への分配額はともに532百万ユーロ。本来は公共放送税の税収によって、「国家テレビ・ラジオ基金」の運用経費等（74万ユーロ）が賄われるが、税収が不足しており、「国家テレビ・ラジオ基金」の期首残高で補填。

	受信機設置の申告義務	受信機設置の立入確認	外部情報の取得
考え方	受信機を設置した場合/設置していない場合に申告することを義務化 (英・仏・韓)	受信機の設置を確認できるようにするため、立入確認を行えることとする (英・仏)	公共放送が外部から徴収対象者に関する情報を取得可能とする (独・仏・韓)
利点	○ <u>徴収率が向上し、公平性がより確保される</u> 可能性	○ <u>徴収率が向上し、公平性がより確保される</u> 可能性	○ <u>対象者をより効率的に把握でき、公平性がより確保される</u> 可能性
留意点	○ <u>担保措置がない場合、実効性が確保されない</u> 可能性	○ 私権及びプライバシーの侵害であり、 <u>令状によること等が必要</u> ※英では、受信機設置の未申告が罰則の対象 ※仏では、立入確認は政府の代理人が実施	○ 外部から居住情報等を取得する場合、 <u>個人情報</u> の目的外利用に該当 ○ 受信機設置者が対象の場合、居住情報を取得しても、 <u>設置確認は別途必要</u>

諸外国制度の比較検討

- **受信機設置／未設置の申告義務**は、徴収率が向上し**受信料の公平負担が確保されることが期待されるが、実効性確保の観点から担保措置の必要性について検討が必要**と考えられる。また、受信機未設置の申告が無い限り、原則として徴収対象とする制度は、受信機設置の確認のための訪問を要せず、営業経費の削減につながる可能性があるが、外国では税金の申告義務と併せて設けられている点に留意する必要があると考えられる。
- **受信設備の設置の立入確認**は、**国民の私権及びプライバシーの侵害となることから、慎重に検討する必要がある**と考えられる。
- **外部情報の取得**は、徴収対象者の効率的把握が可能となり公平負担に資するが、徴収対象の範囲に応じて、**個人情報**の**目的外使用**や**第三者提供を許容することの妥当性**や、**実際に効率性向上に資するかについて検討する必要がある**と考えられる。

構成員意見

- 適切に支払対象者を把握し、受信料収入を確保することは、単にNHKの利益だけではなく、受信者間の公平の確保の意味でも重要。国民のプライバシーや自由の制限にも関わるため、慎重な検討が必要だが、NHKから情報の取得手段やそのために必要な権限などについて提案いただき議論すべき。(宍戸構成員)
- 国民・視聴者の側に、受信機を持っていないことを申告させることとすれば、(訪問が不用となり)営業経費の節減にもつながるのではないか。(宍戸構成員)
- 受信機未設置を申告させることも一案。技術的な仕組みでできると良い。(多賀谷分科会長)
- 公共放送が自ら徴収を行う際には、居住情報の取得を可能とすることと併せて議論が必要。(林構成員)

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
受信機設置等の申告	○ 受信機設置を申告 (通信法363条1項 及び365条1項)	○ 住居等の占有は 30日以内に申告	○ 税金申告期限に受信機 未設置者が申告 (租税一般法典1605条)	○ 受信機設置 30日以内に 申告 (放送法64条)	○ 受信機設置後 遅滞なく契約書 を提出 (NHK放送受信規約 第3条第1項)
未申告への罰則等	○ 1000ポンド以下の 罰金 罰金未納の場合、 訴追により刑務所収監	○ 1000ユーロ以下の過料 (1か月以上未届け)	○ 150ユーロの罰金	○ 最大受信料 1年分相当の 追徴金	×
その他の情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局の住所情報、その他商用データベース情報を利用 ・令状を受け、警察官立会いの下、不動産等への立入等が可能 ・違反行為を捕捉するための探知行為も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録情報(死亡・転居等情報含む)を利用 ・住民登録局、商業登記簿、営業登記簿、土地登記局等の公共機関の情報、アドレス販売業者等の非公共機関の情報の利用が可能 (放送負担金州間協定11条4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居税支払者情報等を利用 ・受信機の販売者等には、購入日・購入者情報の税務当局への30日以内の送付義務 ・ケーブル・衛星等有料放送事業者には、税務当局の求めに応じ、加入者情報の提出義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金支払者情報を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問員が個別に巡回訪問し、居住や受信設備の設置状況を確認 ・衛星放送の場合には設置確認メッセージ表示 ・住民票除票の請求や不動産登記情報の活用

放送法制定時の検討経緯

- 我が国の放送法では、「日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、その聴取料（現受信料）の徴収を継続していくことということが、おそらく不可能になるだろうということは予想される」のであり、「強制的に国民と日本放送協会の間に、聴取契約（現受信契約）を結ばなければならないという条項が必要であること」から、受信契約の締結義務を採用している。（昭和25年2月衆議院電気通信委員会における電波庁長官答弁）
- 放送法の検討過程においては、「当初、受信機を設置する場合には、逋信省への届け出が必要であり、それとともに受信料の支払い義務が発生するという案が示された」ものの、「GHQの方針のもと、受信機設置の国への届け出の義務がなくなり、受信契約についても、受信機設置によって即契約が成立するものから、日本放送協会と受信者の間の契約義務が発生するものへと変化」するとともに、「受信料確保のための強制措置という要素を極力減らし、あくまでも受信者と日本放送協会との「契約」を重視するという方向に内容が変化」している。
（村上聖一「放送法・受信料関連規定の成立過程～占領期の資料分析から～」（放送研究と調査、平成26年5月））

最高裁判所大法廷判決(平成29年12月6日)

- 平成29年12月の最高裁判所大法廷判決（受信契約締結承諾等請求事件）においては、「受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、（略）原告（NHK）が基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に放送法施行後長期間にわたり、原告（NHK）が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的のための業務を遂行してきたことから、相当な方法であるといえる」とされている。

「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書（平成18年6月6日）概要

(受信料制度の改革)

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等そのまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

(NHK関連)

- NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

受信料支払義務化の見送り

(菅総務大臣閣議後会見(平成19年3月23日)抜粋)

- NHKが、受信料引き下げも視野に入れた経営計画を本年の9月に提出するという状況下においては、受信料支払義務化だけ先行することは、到底、国民の理解を得られない。

	民事的担保	行政上の強制徴収	罰則
考え方	民事手続による強制執行や違約金等の担保措置 (日・韓)	税と同様の強制徴収制度 (独・仏・フィンランド・韓)	不払いに対する罰則 (英・独)
利点	○ <u>通常</u> の金銭債権と同様の位置づけ	○ 受信機設置が明らかだが徴収が困難な場合の徴収率が向上する可能性	○ <u>徴収率が向上し、公平性がより確保される</u> 可能性 ○ <u>営業経費の削減につながる</u> 可能性
留意点	○ <u>公平性の確保には限界がある</u> 可能性	○ <u>税と同様の徴収権限の必要性</u> について評価が必要 ※ 仏・フィンランドは、税方式	○ 金銭債権の担保のために <u>罰金等を設ける必要性</u> について評価が必要

諸外国制度の比較検討

- 受信料の不払いに対する「罰則」については、徴収率の向上に資するものと考えられるが、金銭債権の担保は、徴収の確保が目的であることから、罰則よりも、徴収手段の在り方について検討が必要であると考えられる。
- 「行政上の強制徴収」については、原則として受信料が公的債権として位置づけられている必要があり、契約に基づく債権である場合にはなじまないと考えられる。
- 「民事的担保措置」については、公平性の確保には一定の限界はあると考えられるものの、受信料が契約に基づく金銭債権である場合には原則となる手段であると考えられる。

構成員意見

- ドイツの負担金制度とする場合、公的債権に性格が近くなるのではないか。(林構成員)
- 不払者に対する民事手続には限界があるが、国が徴収を行うことには懸念があることを踏まえれば、第三者機関が公法的な徴収をすることも考えられるのではないか。(多賀谷分科会長)

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
不払時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 受信許可者及び受信許可不要申告者を除く、全住所に通知を発送 受信許可不要申告者に対し、訪問調査や、探知機器を使用により受信機の有無を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 4週間以内に支払がない場合、「確認」を送付 更に支払がない場合、1%の割増金(最低8ユーロ)の割増金とともに、債務通知を送付 	<ul style="list-style-type: none"> 国税・税務当局が住居税等の徴収の場合と同様に支払命令や給料・固定資産の差押え等を実施 滞納者に対し10%(法人は5%)の割増金 更に支払がない場合、訴追(訴追例は無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気を使用している受信機未登録者に、電話、文書発送、現場訪問 滞納者に受信料滞納額の3%相当の加算金 	<ul style="list-style-type: none"> (未契約) <ul style="list-style-type: none"> 原則、訪問による契約締結依頼 (未収) <ul style="list-style-type: none"> 振込用紙発送、電話、訪問 3期以上滞納の場合には、1期あたり2.0%の延滞利息 更に契約・支払がない場合には、民事手続(未払者に対する支払督促、未契約者に対する民事訴訟)
強制徴収	×	○ 放送局からの要請を受け、州政府等による強制執行が可能	○ 税務当局が税の未納と同様に支払命令や給料・固定資産の差押え等を実施	○ 放送通信委員会の承認を得てKBSが国税滞納処分の例により強制徴収が可能	× (民事手続による差押え等の強制執行は可能)
罰則等	○ 1000ポンド以下の罰金 罰金未納の場合、訴追により刑務所収監	○ 1000ユーロ以下の過料 (6ヶ月以上滞納の場合)	×	○ 最大受信料1年分相当の追徴金	×

概要

- BBCの受信許可料を支払わずにテレビを設置したり、iPlayerを見るのは刑事罰の対象とされている。罰金の未払いは、刑事訴追の後に、懲役刑を科される場合がある。
- 英デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) は、iPlayerのコンテンツ視聴にも受信許可料の支払いを求めること等とした近年の放送を巡る環境の変化を受け、「BBCの受信許可料未払いの非犯罪化に関する提案」について、2020年2月5日～4月1日までの間、公開諮問を実施、今夏に公開諮問の結果を公表予定。
- DCMSは、受信料未払いの非犯罪化を含む受信許可料の執行方法の変更は、2022年4月の次期受信許可料期間の開始以降に行われ、少なくとも現行の特許状が適用される期間中(2027年末まで)は、適用することを想定している。

諮問内容

- 政府は、公開諮問において、以下の質問に関し、見解を求めている。
 - ・ 受信許可料の未払いを犯罪とすべきでないと考える理由は何か。
 - ・ 引き続き受信許可料未払いを犯罪とすべきと考える場合、その理由は何か。
 - ・ (もし意見があれば、) どのような代替的執行スキームが適切か。その理由は何か。
 - ・ 受信許可料未払いの非犯罪化から生じる影響を軽減するために政府ができること等は何か。
 - ・ その他政府が検討すべきと考える情報はるか。

諮問に対するBBCの反応

- BBCとしては、現行システムは維持されるべきと考える。
- BBCの調査では、国民は「受信許可料未払いの非犯罪化」を強く望んでおらず、不払いの潜在的な影響を考慮しても非犯罪化を進めるべきとした者は25%程度であった。
- いかなる民事システムにおいても、受信許可料の不払いは約10%増えるとともに、システムに巨額の投資が必要となる。
- 政府は、結論を出す前により詳細な公開諮問を実施すべきであり、いかなる決定も、2022年以降の受信許可料について決定するプロセスの一部として行われるべきである。